

環境配慮指針(案)

河川・ダム・砂防事業

平成19年3月

大阪府都市整備部

1 本指針の目的

平成14年3月に策定された「大阪21世紀の環境総合計画」においては、「府は環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先する」という理念に基づき、騒音・振動、大気汚染対策のほか、水循環の回復、自然環境の保全、潤い・安らぎのある空間の創出など、土木事業に関する取組みについての施策方針が定められた。

また、平成15年3月に策定された「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」（府庁エコアクションプラン）においては、大阪府職員の実践する基本行動の一つとして、「公共工事における環境配慮指針の策定」が位置づけられた。

これまでも都市整備事業の実施にあたっては、府民の生活環境の保全に向けた取り組みを行ってきたところであるが、近年、ヒートアイランド現象などの大都市特有の新たな環境問題、自然と共生した潤いのある都市環境の形成、地球環境への負荷の抑制に向けた更なる取組みの必要性が高まっている。

本指針（案）は、これらの状況及び都市整備事業の特性を踏まえ、計画・設計の段階からきめ細かい環境配慮を実施していくため、従来から実施してきた取組みを体系的にまとめるとともに、近年の都市環境問題の状況に対応した新たな取組内容を加え、環境配慮の取組みの原則として取りまとめたもので、都市整備部自らが事業を実施する際の行動指針となるものである。また、Plan・Do・Check・Actionのマネジメントサイクルを実施し、環境配慮に関する取組みをより着実に進めていく。

今後、本指針に基づき、事業を実施することにより、①体系的な環境への配慮、②自己評価による環境への一層の配慮の推進、③関係職員の環境に対する意識の向上を図っていく。

2 基本的な事項

(1) 基本的な考え方

- ①事業を行う上でその特性や目的に支障のない範囲で、維持管理面も考慮し、環境効率性をより高めるように、環境への配慮を行うものとする。

主な配慮内容については以下のとおりである。

○建設リサイクル法の周知徹底を行うとともに再生資材の利用促進に努める。

○建設副産物に関する排出抑制、再使用、再資源化を促進する。

○事業特性の中で行うことができる環境への配慮を推進する。

- ②必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意して環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

○物品等については、大阪府グリーン調達方針の基本原則に基づき、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して調達の目的に支障がない範囲で調達に努める。

○施設整備においてもその目的に支障がない範囲で配慮する。

(2) 構成

本編（環境配慮の取組みに関する原則）

チェックリスト（環境配慮の実行を確認するためのチェックリスト）

(3) 対象事業

都市整備部が実施する事業。但し、下記のもの除く。

① 外部に委託している事業

- ・（財）大阪府公園協会、大阪府公園・都市緑化協会等外部団体に一括して委託する維持管理業務等府が直接的に環境配慮を行うことが困難な事業
- ・ 建築施工監理委託
- ・ 電気設備等保安点検委託
- ・ 市町村や鉄道会社等に委託する事業

② 現況調査や事業効果検証等、業務そのものが環境に影響を及ぼさない事業（測量、交通量調査、水質調査、費用対効果分析業務等）

(4) 環境配慮の時期

計画・設計段階及び工事段階

(5) 運用方法

事業担当課所は事業ごとにチェックリストを作成。所内事業推進会議、設計審査会等を活用し、環境配慮の取組状況を確認し、必要に応じて環境配慮の取組の改善を図る。

① チェックリストの運用

◆確認時期

- 基本計画：委託業務完了時
- 詳細設計： //
- 発注前：工事発注時
- 完成後：工事完成後

◆記入及びとりまとめ

- 各確認時期において、建設CALS「公共工事執行管理支援サブシステム」により入力する。
- 工事発注時は設計書に添付し、設計書決裁の後、各担当Gで保管する。
- 委託業務、工事完成時は、担当Gでチェックリストに記入の上、検査書類に添付し、事務所にて保管する。

② PDCAサイクル

(ア)本指針の実効性を高め、効果的な運用を図るため、各事務所においては、所内事業推進会議、設計審査会等を活用し、環境配慮の取組状況を確認し、必要に応じて環境配慮の取組の改善を図る。

(イ)また、各事務所及び事業室課局メンバーより構成されるワーキンググループにより、指針本編及びチェックリストの運用改善も行っていくこととする。

3 環境配慮事項

基本的な考え方

河川・ダム・砂防事業の実施にあたっては、第2章で述べた全事業共通の基本的な考え方に加え、次の4点に留意することにより、新しい河川環境の創造を図っていくことが重要である。

- 治水、利水と環境の調和
- 河川一本ずつの個性の尊重
- 生態系ネットワークの軸としての位置づけ
- 府民協働の場としての役割

この上で、河川・ダム・砂防事業に係る環境配慮指針（案）では特に次の2点を目標とする。

- 計画設計時の思想を施工、維持管理時まで共有する。
- 新たな配慮の取組みを支援するとともに、環境に関する悩みを解決する。

計画・設計段階

(1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を検討する。
- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を検討する。
- 大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の調達を検討する。
- リサイクル製品（上記以外）の利用を検討する。

(2) 環境に配慮したエネルギー利用の促進

- 排水機場、水門等機械電気設備の効率的な配置を検討する。
- 機械電気設備の更新工事の効率化、合理化を検討する。
- 省エネルギー機器や節水型機器、効率的な制御システムの導入を検討する。

(3) ヒートアイランド対策

- 都市部における自然面（植生、水、土）の確保を検討する。
- 建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等を検討する。

(4) 大気環境の保全

- 自家発電設備等において環境影響の小さい燃料の使用について検討する。

- (5) 騒音・振動の防止
 - 騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定について検討する。
 - 機械電気設備の騒音・振動対策を検討する。
- (6) 有害化学物質による環境リスクの低減・管理
 - ダイオキシン類等による底質汚染が想定される水域で工事を行う場合は、必要な環境対策の実施を検討する。
 - 燃料の貯蔵・移送設備において適切な漏洩対策を検討する。
- (7) 生物多様性の確保
 - 貴重な動植物の保全について検討する。
 - 植生等の生態系への影響を小さくするよう検討する。
- (8) 自然環境の保全・回復・創出
 - 自然環境との調和について検討する。
 - 生物の生育・生息場所が確保できるように護岸・河床材料の工夫について検討する。
 - 多様な生物が生息できるよう瀬と淵の創造を検討する。
 - 魚類等が回遊できるよう堰や落差工に魚道などの設置を検討する。
- (9) 美しい景観の形成
 - 周辺景観に配慮した構造物の設計や材料の使用などを検討する。
- (10) 歴史的、文化的環境の形成
 - 法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産の保存について検討する。
- (11) 自然とのふれあいの場の活用
 - 府民が水辺で憩え、親しめる空間の整備、創出を検討する。
- (12) パートナーシップによる環境保全活動の推進
 - 計画策定にあたり、河川懇談会・ワークショップを行い住民意見の反映について検討する。

工事段階

(1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を行う。

大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を行う。

大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の調達に努める。

リサイクル製品(上記以外)の利用に努める。

(2) 環境に配慮したエネルギー利用の促進

排水機場、水門等機械電気設備の効率的な配置を検討する。

機械電気設備の更新工事の効率化、合理化に努める。

省エネルギー機器や節水型機器、効率的な制御システムの導入に努める。

(3) ヒートアイランド対策

都市部における自然面(植生、水、土)の確保に努める。

建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等に努める。

必要に応じて、建設現場周辺の散水に努める。

(4) 廃棄物の適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)を遵守する。(マニフェスト等)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)を遵守する。

(5) 大気環境の保全

排出ガス対策型建設機械を使用する。

建設機械等のアイドルリング・ストップに努める。

必要に応じて、建設現場周辺の散水に努める。(再掲)

自家発電設備等において環境影響の小さい燃料の使用に努める。

(6) 水環境の保全

必要に応じて、濁水の発生・拡散を防止するとともに、発生した濁水の適正処理に努める。

(7) 騒音・振動の防止

騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定に努める。

低騒音型建設機械・低振動型建設機械を使用する。

必要に応じ、仮囲い・防音シートの設置などの対策を行う。

機械電気設備の騒音・振動対策に努める。

- (8) 有害化学物質による環境リスクの低減・管理
- ダイオキシン類等による底質汚染が想定される水域で工事を行う場合は、必要な環境対策の実施を検討する。
 - 燃料の貯蔵・移送設備において適切な漏洩対策に努める。
- (9) 生物多様性の確保
- 貴重な動植物の保全に努める。
 - 植生等の生態系への影響を小さくするよう努める。
- (10) 自然環境の保全・回復・創出
- 自然環境との調和に努める。
 - 生物の生育・生息場所が確保できるように護岸・河床材料の工夫に努める。
 - 多様な生物が生息できるよう瀬と淵の創造に努める。
 - 魚類等が回遊できるよう堰や落差工に魚道などの設置に努める。
- (11) 美しい景観の形成
- 周辺景観に配慮した構造物の施工や材料の使用などに努める。
- (12) 歴史的、文化的環境の形成
- 法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産を保存する。
- (13) 自然とのふれあいの場の活用
- 府民が水辺で憩え、親しめる空間の整備、創出に努める。
- (14) その他
- 環境配慮事項を着実に行うため、計画・設計時から長期間経過している場合には、現地状況等の再確認を行い、必要に応じて対応する。

◆河川・ダム・砂防事業チェックリスト

事業名	<事業名>		事務所名	<執行機関(所属)>		
河川名	<路線管路施設名>		契約番号	<案件番号>	対象外	<input type="checkbox"/>
種別	<input type="checkbox"/> 都市河川 <input type="checkbox"/> 中小河川 <input type="checkbox"/> 環境整備 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 砂防 <input type="checkbox"/> 急傾斜 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> その他					
年度	◇詳細設計:平成 年度 ◇発注:平成 年度 ◇完成:平成 年度					

取組み分野	区分	個別配慮事項	基本計画	詳細設計	発注前	完成後	具体的内容	事例
廃棄物の減量化・リサイクルの推進	共通	大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化	⇒	⇒				
	共通	大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用	⇒					
	共通	府におけるグリーン購入や認定リサイクル製品の調達	⇒					
	共通	リサイクル製品(上記以外)の利用	⇒					
廃棄物の適正処理	共通	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)の遵守(マニフェスト等)	⇒	⇒	⇒		記載不要	
	共通	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)の遵守	⇒	⇒	⇒		記載不要	
ヒートアイランド対策	共通	都市における自然面(植生、水、土)の確保、建物・構造物の屋上・壁面緑化、反射率の改善等	⇒					
大気環境の保全	共通	排出ガス対策型建設機械の使用	⇒	⇒			記載不要	
	共通	建設機械等のアイドル・ストップの励行	⇒	⇒			記載不要	
騒音・振動の防止	共通	騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定	⇒					
	共通	低騒音型建設機械・低振動型建設機械の使用	⇒	⇒			記載不要	
	共通	必要に応じ、仮囲い・防音シートの設置などの対策	⇒	⇒			記載不要	
	共通	機械電気設備について低騒音・振動型機器の導入、騒音・振動対策	⇒					
水環境の保全	共通	必要に応じて、濁水の発生・拡散の防止又は発生した濁水の適正処理	⇒	⇒				
有害化学物質による環境リスクの低減・管理	河川	(ダイオキシン類等による底質汚染が想定される水域で工事を行う場合)「河川・港湾工事に係る環境対策マニュアル」に従った環境対策	⇒				記載不要	
	河川	燃料の貯蔵・移送設備における適切な漏洩対策	⇒					
環境に配慮したエネルギー利用の促進	河川	省エネルギー機器や節水型機器、効率的な制御システムの導入	⇒					
生物多様性の確保	共通	貴重な動植物の保全	⇒					
	共通	生態系への悪影響の緩和	⇒					

取組み分野	区分	個別配慮事項	基本計画	詳細設計	発注前	完成後	具体的内容	事例
自然環境の保全・回復・創出	河川	生物の生育・生息場所が確保できるよう護岸・河床材料の工夫	⇒					
	河川	多様な生物が生息できるよう瀬と淵の創造	⇒					
	河川	魚類等が回遊できるよう堰や落差工に魚道などの設置	⇒					
美しい景観の形成	共通	周辺景観に配慮した施設整備	⇒					
歴史的、文化的環境の形成	共通	法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産の保存	⇒				記載不要	
自然とのふれあいの場の活用	河川	府民が水辺で憩え、親しめる空間の整備、創出	⇒					

MEMO	
------	--

※区分欄の網掛けは法令等の遵守事項。
 ※該当する項目を検討及び実施した場合は○印を入力し、具体的内容欄(空白)に記載すること。
 完成後欄には、実施した場合のみ○印を入力すること。
 具体的内容欄については、各段階で適宜、加筆修正を行うこと。
 また、検討した項目を実施できなかった場合も具体的内容欄に追記すること。
 ※先進事例について、事例集にない内容であれば、事例欄に○印を入力し、事例集に追加すること。
 ※上記に記載のない項目を検討もしくは実施した場合は、空白欄に記載すること。
 ※なお、
 ・環境配慮事項を着実に行うため、計画・設計から長期間経過している場合には、現地状況等の再確認を行い、必要に応じて対応
 ・計画策定にあたり、必要に応じて河川懇談会・ワークショップを行い住民意見の反映を行うこと。